

(2024年9月20日)

令和6年度 第2期 芸術文化魅力創出助成に関する質問・回答

1.	助成対象となる事業について	1~2 頁
2.	申請について	2~4 頁
3.	申請者の資格について	5 頁
4.	審査について	5~6 頁
5.	サポート費について	6 頁
6.	助成オンラインシステム・アカウント登録について…	6~7 頁
7.	提出書類・書類記載方法について	7 頁
8.	採択後について	8 頁
9.	その他	9 頁

1. 助成対象となる事業について

質問1 「複数の団体・アーティストが参加する事業」の考え方について。

回答1 本助成の対象となる、複数団体が主催・共催する事業とは

- 1) 複数の団体による共催事業（申請団体の他、共催団体が明記される事業）
- 2) 主催団体に複数の団体が参画する事業（実行委員会形式など）
- 3) 申請団体の主催事業に複数の団体がそれぞれ独立したプロダクション・作品として参画する事業（音楽祭やフェスティバル形式のプロジェクトなど）。

なお、以下のような場合は原則単独プログラムとみなします。複数の団体が主催・共催する事業とはなりません。

- 1) 客演やゲスト出演で、他団体・アーティストが一つの作品に参画するもの
- 2) コラボレーション・共同制作でも、1団体の1作品として発表するもの（それぞれの団体が主催者として連名であればOK）

質問2 フェスティバル形式ではなく、1つの公演に複数のプログラムが併設されている形式でも対象となるか。

回答2 複数の団体、作品が複合的に構成されていれば、フェスティバルに限らず申請対象となります。

質問3 単独プログラムとみなされる、「客演やゲスト出演で、他団体・アーティストが一つの作品に参画するもの」とは具体的にどのようなものか。

回答3 1つの作品の中に他団体・アーティストが参画する、というものです。

質問 4 複数の団体でコラボレーション予定。制作と企画を異なる団体で行う場合も複数となるか。

回答 4 原則としてコラボレーション・共同制作でも、1団体の1作品として発表するものは複数団体が主催共催する事業とはなりません。共催団体として明記されていれば問題ありません。

質問 5 演劇を想定している。ショーケース型の公演で、複数の団体が参画するものは複数団体に該当するか。

回答 5 それぞれのショーケースがプロダクションとして独立している場合は、申請対象となります。

質問 6 シリーズ公演で、1回分を申請したいが可能か。

回答 6 可能です。

質問 7 前回採択された事業をアップデートして申請したいが可能か。

回答 7 可能です。企画を発展させていなければ優先度は下がります。

質問 8 企画アイデアの舞台が東京でなくてもよいか。

回答 8 問題ありません。ただし、実施や開催（企画の履行）は、都内である必要があります（オンライン会場含む）。

2. 申請について

質問 1 同一事業をアーツカウンシル東京の他の助成プログラムに申請することは可能か。

回答 1 同一事業を並行して申請することは可能ですが、重複して助成されることはありません。詳細は公募ガイドライン9ページ「8. 申請できる件数等」を参照ください。

質問 2 他の団体からの助成を受けることも可能とあるが、芸術文化魅力創出助成の申請後に他の助成金が決定した場合は、採択後に連絡をすればよいか。

回答 2 採択後にご連絡ください。申請時に分かるようであれば、収支予算表に他団体の助成見込み額をご記載ください。

質問 3 収支予算書に記載する金額は税込みか税抜きか。

回答 3 税込みです。

質問 4 実行委員会メンバーの活動に対しての謝金は助成対象経費になるか。

回答 4 実行委員会メンバーの業務としての謝金は助成対象経費になりませんが、企画のプロデュース、セミナー講師など、実行委員業務以外の活動につきましては、別に請求をたて助成対象経費として計上できます。

質問 5 ウェブサイト、SNS の運用費は助成対象経費に計上できるか。

回答 5 助成事業特設のアカウント等の運用については助成対象となります。通常維持運用されているものについては対象となりません。

質問 6 共催団体名義の支出は可能か。

回答 6 可能です。証憑に採択事業名が記載されている必要があります。

質問 7 共催団体が他の事業でアーツカウンシル東京の助成を受けている場合は助成可能か？

回答 7 企画内容が異なるのであれば申請可能です。

質問 8 メタバース空間上でのフェスティバルを計画している。メタバース開発経費を支出に計上することは可能か。また、収録・配信場所が都内であれば申請可能か。

回答 8 可能です。

質問 9 地方への旅費（打合せ等）は支出に計上できるか。

回答 9 計上できます。

質問 10 事業が東京を含めた全国公演の場合、支出にはどう計上したらよいか。

回答 10 東京分のみを按分し計上してください。

質問 11 申請時に会場等の予約確保ができていなくても申請可能か。また出演アーティスト等が決まっていない場合はどう記載したらよいか。

回答 11 申請可能です。想定や予定を記載してください。ただし、企画内容は実現性の

ある内容を記載ください。

質問 12 計上できる経費について、事務所の維持費、管理運営費、賃料は助成対象外となるが、その団体の事業目的が対象事業の実現のみを目的とする場合でも不可か。

回答 12 実行委員会を組織している場合、助成対象事業の実施に係る経費であれば計上可能ですが、実行委員会の業務が多岐にわたっている場合は按分して計上する必要があります。

質問 13 団体構成員に支払う経費は計上できるのか。

回答 13 「職員給与」として支払うことはできませんが、給与とは別で「助成対象活動に関わる人件費としての支払い」は計上できます。公募ガイドライン 13 ページ（別表 1）文芸料の細目（注）、また、同ページ「収支予算書に記載できない経費」をご参照ください。

質問 14 申請事業は無料で開催予定だが、「収入面での努力が見られない」に当てはまるか。

回答 14 予算計画が妥当であり、自己資金が確実に担保できている等、他からの資金調達等が見られれば問題ありません。

質問 15 予算について、申請団体負担分のみを収支予算書に計上するのか。もしくは共催団体が負担する分も計上するのか。

回答 15 対象事業に関わる全ての支出を合算して収支予算書に計上してください。

質問 16 プレイベント（ワークショップなど）は助成対象かどうか。

回答 16 助成対象経費として計上可能です。

質問 17 一日のみの公演でも申請は可能か、また仮日程で申請は可能か。

回答 17 可能です。

質問 18 申請事業内容が映画制作の予定。実施期間は、実施内容のどこからどこまでが含まれるか。

回答 18 公開を伴う事業であることが必要であり、作品制作のみでは助成対象となりません。原則的には、公開期間が実施期間となります。

質問 19 公開に対する助成ということは、制作や撮影に係る費用は計上できないか。

回答 19 公開を前提としている場合、作品制作や撮影に係る経費を計上することは可能です。計上できる経費は助成対象期間開始以降に発生するものです。

質問 20 助成対象期間開始前に発生した経費を計上することは可能か。

回答 20 申請事業に関わっているということが客観的に明確な場合は対象になります。ただし支払いを期間内に行う必要があります。

質問 21 助成対象期間より前に会場との契約をする場合は対象になるか。

回答 21 助成対象期間内に発生した支出は対象になります。契約がそれ以前に行われていても問題ありません。

質問 22 東京都以外の助成と重複可能とのことだが、実績報告時に助成対象経費が重複しても問題ないか。

回答 22 他の助成プログラムには費目の重複が認められない場合がありますので、お問い合わせの上ご対応ください。

質問 23 活動実績は東京都内の活動実績に限られるか。

回答 23 都内の実績に限りません。

質問 24 一つのプロジェクトの元で複数の異なるジャンルのイベントを実施する。断続的に複数回実施がある事業も、それぞれコンセプトや趣旨が一貫していれば一事業として申請可能か。

質問 24 申請可能です。

質問 25 共演者が多数の場合も申請対象事業となるか。

質問 25 ガイドライン P3 に記載の通り、音楽祭やフェスティバル形式のプロジェクトなどであれば申請可能です。

3. 申請者の資格について

質問 1 新規に設立予定の団体で申請することは可能か。

回答 1 申請時点で設立されている必要があります。

質問 2 法人格を持たない団体だが、申請可能か。

回答 2 任意団体でも申請可能ですが、会則、規約などの提出が必要です。

質問 3 申請時は任意団体だが、今後法人化を予定している団体でも申請可能か。

回答 3 申請可能。採択後に変更申請が必要となります。

質問 4 参加する団体に関して。主催以外は東京都以外に所在する団体でもよいか。

回答 4 申請する団体は東京都所在の団体である必要がありますが、それ以外の団体は東京都所在でなくても助成対象となります。

質問 5 共催団体の定義とはなにか。また、どのような立場を共催と考えたらよいのか。

回答 5 共催団体は、実施主体の 1 団体として実施に伴い運営面や費用面などにおいて主催と同様の責任を負う団体です。

質問 6 主催が実行委員会だが、実行委員会の構成団体が申請することは可能か。

回答 6 主催である実行委員会名で申請してください。

質問 7 本店所在地は都外だが、東京都内に「東京本社」を置いている、申請団体の資格があるか。

回答 7 定款上に「東京」が本店・本部の所在地となっていれば申請の対象ですが、都外の場合は対象外です。

4. 審査について

質問 1 審査の着眼点とプロセスを教えてほしい。

回答 1 公募ガイドライン 6 ページ、「5. 助成の基本方針」10 ページ「10. 審査のプロセス」を参照ください。また、個別の採択、不採択の事由については公表しておりません。

質問 2 審査員はどのような方が。

回答 2 芸術文化に関する高い知見を有している方や、都市ブランディング等に精通している方などにお願いする予定です。また、プロジェクトサポート費については、それぞれの専門家に審査をお願いする予定です。

質問 3 審査員の名前は公表するか。

回答 3 公表はしていません。

質問4 審査プロセスにおいて、どのような場合にプレゼンテーション・ヒアリングが免除されるのか。

回答4 企画内容を見て判断させていただいている。免除の条件は定めていません。

質問5 プrezentation・ヒアリングの日に、都合がつかない場合はどうしたらよいか？

回答5 当日対応できる方が出席してください。

5. サポート費について

質問1 サポート費も1/2支援か、それとも申請額の実費が助成されるのか。

回答1 サポート費は、上限額（サポート費交付決定額）以内で実費を支援します。

質問2 サポート費を希望したが不採択になり、希望しない団体として再審査となった場合、不利になることはあるか。

回答2 ありません。

質問3 備品等の購入は経費に計上できるか。

回答3 資産になるものを購入した場合は助成対象経費にはなりません。助成対象事業に必要な範囲でのレンタル、リースの場合は対象となります。

質問4 サポート費で開発したものを、その後継続して使えるか。

回答4 使用可能です。開発して作られたものに対して廃棄や使用禁止を求めるはありません。

質問5 サポート費の具体例を教えてほしい。

回答5 ガイドライン14ページ（別表2）に具体的な費目と内容例の記載がありますのでご参照ください。

質問6 サポート費が採択された場合はその内容を実施、不採択の場合は実施しないということに問題はあるか。

回答6 不採択を理由とする企画内容の見直しは問題ありません。

6. 助成オンラインシステム・アカウント登録について

質問 1 事業に参加するすべての団体のアカウント登録が必要か。

回答 1 申請団体のアカウント登録のみ必要です。共催団体のアカウント登録は必要ありません。ただし、事業の申請の際に「共催団体調書」の提出が必要です。

質問 2 一時保存機能はあるか。

回答 2 申請画面に下書き一時保存機能があります。

質問 3 任意団体として活動をはじめ、その後に法人登録を行った。法人名は任意団体名の略称を使用。その場合、アカウント登録の申請団体名はどうしたらよいか。

回答 3 アカウント登録の申請団体名は申請事業を行う主催と同名にしてください。

7. 提出書類・書類記載方法について

質問 1 前年度の団体の財務諸表がないがどうしたらよいか。

回答 1 前年度の活動が無い場合は、それ以前の一番新しいものをご提出ください。

質問 2 新たに団体を設立したため、財務諸表にあたる書類がない場合はどうすればよいか。

回答 2 団体の構成メンバーで幹事的な役割を担う方が所属する団体等の財務諸表、もしくは団体を構成する法人格を有する団体の財務諸表等を提出してください。

質問 3 事業の「実施開始日」は準備期間を含むか。また、事業の「実施終了日」は、撤収期間を含むか。

回答 3 準備や撤収期間は含みません。公演・展示の場合は初日から最終日まで。断続的に実施がある場合には、開始日と終了日を入力してください。

質問 4 共催団体の財務諸表も提出が必要か。

質問 4 申請団体に係るもののみ提出してください。

質問 5 誓約書に押印は必要か。

回答 5 押印は必要ありませんが、自署である必要があります。

質問 6 共催団体について。共催団体調書以外に提出が必要な書類はあるか。

回答 6 ありません。

質問 7 過去に法人が主催していた事業を、申請時に実行委員会主催に変更する場合でも、過去実績を提出できるか。

回答 7 できます。経緯を企画内容に記載してください。

8. 採択後について

質問 1 事業終了後に提出する会計報告書は資格を有する税理士・会計士が作成したものでなければいけないか。

回答 1 はい。有資格の税理士、公認会計士が、実施報告書や会計書類を確認したうえで会計報告書への署名・押印が必要になります。

質問 2 2025年12月15日以降も助成対象となった事業の実施を継続できるか。

回答 2 申請される企画が2025年12月15日までに終了し、それ以降に再演という形で実施される場合は問題ありません。(ただし、実施期間以降も継続して実施される場合は、12月15日までに終了した分が助成対象となります。)

質問 3 実施会場を採択後に変更することは可能か。

回答 3 実施期間前に内容変更申請をし、承認を受ければ変更が可能です。

質問 4 実行委員会で採択された場合。助成金等を管理する口座は実行委員会名義でないといけないか。会計事務を担当する組織の口座でも可能か。

回答 4 任意団体の場合は団体名または代表者名が含まれている口座であることが原則ですが、実行委員会を構成する法人の口座でも可能です。

質問 5 決算で黒字になった場合、助成金は支払われるか？

回答 5 実績報告時に提出する収支決算書上で黒字になった場合（収支決算書に記載の「助成対象団体の自己資金」の欄がマイナスになった場合）は、相当額が助成金交付決定額から減額されます。助成金交付額の算定については、ガイドライン9ページの「7. (2) 助成金交付額を確定する際の算定方法」を参照ください。

質問 6 印刷物を申請前に制作する予定。採択決定後にクレジット・ロゴを加えて再印刷すれば問題ないか。

回答 6 問題ありません。

質問 7 事業終了後、いつ助成金が振り込まれるのか？

回答 7 事業終了後 2 ヶ月以内に、実績報告・会計報告をしていただきます。その後、交付額の確定、請求となり、お支払いは事業終了後 3 か月程度となる予定です。

9. その他

質問 1 昨年度の芸術文化魅力創出助成との相違点はあるか。

回答 1 プロジェクトサポート費の中から鑑賞サポート費がなくなりました。※鑑賞サポート費については、2024 年度から新たな助成プログラムが開始しています。

質問 2 複数団体が参加するフェスティバルにおける各団体の出演料について、主催者が直接個別に対応するべきか、別法人に委託するべきか。

回答 2 主催者が契約することも、委託することも可能です。

質問 3 説明会終了後も、質問を受け付けているか。

回答 3 メールにて受け付けております。メールアドレスをガイドライン 10 ページ「13.申請に関するお問い合わせ」に記載しています。申請書の記入方法についてのご質問は受け付けていますが、審査期間中のため企画内容に関する質問にはお答えできません。

質問 4 採択予定団体数を教えてほしい。

回答 4 採択団体数は想定していません。アーツカウンシル東京ウェブサイトに、昨年度実施した芸術文化魅力創出助成の採択件数、採択額を公表していますのでご参考ください。

質問 5 不採択になった場合、その理由は教えてもらえるか。

回答 5 ガイドライン P.12 にある通り、採否の理由についてはお知らせいたしません。